厚生委員会資料 平成30年2月26日 福祉部高齢者地域支援課

第25号議案

品川区立高齢者多世代交流支援施設条例の一部を改正する条例

1. 改正の理由

これまで、品川区内に住所を有する60歳以上の高齢者に対し、健康の維持および増進ならびに生きがいづくりを支援するとともに、高齢者と多世代の区民との交流を促進するため、高齢者多世代交流支援施設を設置してきた。今回、新たに、高齢者の介護予防および生きがいづくりならびに在宅子育て世帯の支援を推進するため、旧平塚シルバーセンター跡地に品川区立平塚高齢者多世代交流支援施設(呼称:平塚ゆうゆうプラザ)を設置する。

2. 改正の内容

- (1) 施設名称 品川区立平塚高齢者多世代交流支援施設
- (2)施設の所在地 品川区平塚二丁目10番20号
- (3) 施設構成1階 レクリエーション室2室、コミュニティ室2階 ふれあい交流室
- (4) 新旧対照表 別紙のとおり
- (5) 施行期日 平成31年3月1日
- (6) その他平成31年1月末工事竣工予定3月開設予定(2月 開設準備)

新

(設置)

健康の維持および増進ならびに生きがいづくりを支援するとともに、高齢者 と多世代の区民との交流を促進し、もって高齢者の福祉の増進を図るため、 品川区立高齢者多世代交流支援施設(以下「支援施設」という。)を設置す る。

(名称等)

- |第2条 支援施設の名称、所在地および施設は、別表第1のとおりとする。
- 2 支援施設の設備(以下「設備」という。)については、規則で定める。 (休館日等)
- 第3条 支援施設の休館日および開館時間は、次のとおりとする。
 - (1) 休館日 12月29日から翌年の1月3日までの日
- (2) 開館時間 午前9時から午後9時30分まで(日曜日および国民の祝日 に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」とい う。) にあっては、午前9時から午後5時まで)
- 2 施設の使用時間は、別表第1のとおりとする。
- |3 前2項の規定にかかわらず、区長は、必要があると認めたときは、休館日、|3 前2項の規定にかかわらず、区長は、必要があると認めたときは、休館日、 開館時間および施設の使用時間を変更し、または臨時に休館日を定めること ができる。
- 4 第1項および第2項の規定にかかわらず、指定管理者(第13条に規定する 4 第1項および第2項の規定にかかわらず、指定管理者(第13条に規定する 指定管理者をいう。)は、必要があると認めたときは、区長の承認を得て、 休館日、開館時間および施設の使用時間を変更し、または臨時に休館日を定 めることができる。

(使用者の義務)

- はこの条例に基づく規則その他区長の指示を守らなければならない。 (支援施設の変更制限)
- |第5条||使用者は、支援施設の使用に際して、これに特別の設備をし、または||第5条||使用者は、支援施設の使用に際して、これに特別の設備をし、または| 変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ区長の承認を受けたときは、 この限りでない。

|第1条 区内に住所を有する60歳以上の高齢者(以下「高齢者」という。)の|第1条 区内に住所を有する60歳以上の高齢者(以下「高齢者」という。)の 健康の維持および増進ならびに生きがいづくりを支援するとともに、高齢者 と多世代の区民との交流を促進し、もって高齢者の福祉の増進を図るため、 品川区立高齢者多世代交流支援施設(以下「支援施設」という。)を設置す る。

旧

(名称等)

(設置)

- 第2条 支援施設の名称、所在地および施設は、別表第1のとおりとする。
- 2 支援施設の設備(以下「設備」という。)については、規則で定める。 (休館日等)
- 第3条 支援施設の休館日および開館時間は、次のとおりとする。
 - (1) 休館日 12月29日から翌年の1月3日までの日
- (2) 開館時間 午前9時から午後9時30分まで(日曜日および国民の祝日 に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」とい う。) にあっては、午前9時から午後5時まで)
- 2 支援施設の施設(以下「貸出施設」という。)の使用時間は、別表第1の とおりとする。
- 開館時間および貸出施設の使用時間を変更し、または臨時に休館日を定める ことができる。
- 指定管理者をいう。)は、必要があると認めたときは、区長の承認を得て、 休館日、開館時間および貸出施設の使用時間を変更し、または臨時に休館日 を定めることができる。

(使用者の義務)

|第4条 支援施設を使用する者(以下「使用者」という。)は、この条例また||第4条 支援施設を使用する者(以下「使用者」という。)は、この条例また はこの条例に基づく規則その他区長の指示を守らなければならない。

(支援施設の変更制限)

変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ区長の承認を受けたときは、 この限りでない。

(使用の制限)

- 止し、または停止することができる。
- (1) 使用の目的に違反したとき。
- (2) この条例またはこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認めたとき。 (原状回復の義務)
- 第7条 使用者は、支援施設の使用を終了したときは、直ちにこれを原状に回 第7条 使用者は、支援施設の使用を終了したときは、直ちにこれを原状に回 復しなければならない。前条の規定により支援施設の使用を禁止され、また は停止されたときも同様とする。

(指害賠償)

|第8条||使用者は、支援施設の使用に際し、支援施設に損害を与えたときは、|第8条||使用者は、支援施設の使用に際し、支援施設に損害を与えたときは、 その損害を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があ ると認めたときは、これを減額し、または免除することができる。

(貸出施設使用者)

- 第9条 次の各号に掲げる施設(以下「貸出施設」という。)を使用すること 第9条 貸出施設を使用することができる者は、次の各号に掲げる施設の区分 ができる者は、<mark>貸出施設</mark>の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとす に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。 る。
 - (1) レクリエーション室、コミュニティ室、スタジオ 高齢者で構成され る団体または高齢者との交流事業を行うことを目的として高齢者その他区 民で構成される団体
 - (2) 浴室、健康増進室 高齢者

(使用手続)

|第10条 貸出施設および設備を使用しようとする者は、規則に定めるところに|第10条 貸出施設および設備を使用しようとする者は、規則に定めるところに より区長に届け出なければならない。

(目的外使用)

- |第11条 区長は、支援施設の運営に支障がないと認めたときは、貸出施設のう||第11条 区長は、支援施設の運営に支障がないと認めたときは、貸出施設のう 下「目的外使用」という。)をさせることができる。
- |2 前項の規定により、目的外使用をしようとする者は、規則で定めるところ|2 前項の規定により、目的外使用をしようとする者は、規則で定めるところ により区長に申請し、その承認を受けなければならない。
- 3 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、目的外使用施設等の使用 3 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、目的外使用施設等の使用 を承認しない。

(使用の制限)

- 第6条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、支援施設の使用を禁 第6条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、支援施設の使用を禁 止し、または停止することができる。
 - (1) 使用の目的に違反したとき。
 - (2) この条例またはこの条例に基づく規則に違反したとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認めたとき。 (原状回復の義務)
 - 復しなければならない。前条の規定により支援施設の使用を禁止され、また は停止されたときも同様とする。

(指害賠償)

その損害を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があ ると認めたときは、これを減額し、または免除することができる。

(貸出施設使用者)

- (1) レクリエーション室、コミュニティ室、スタジオ 高齢者で構成され る団体または高齢者との交流事業を行うことを目的として高齢者その他区 民で構成される団体
- (2) 浴室、健康増進室 高齢者 (使用手続)
- より区長に届け出なければならない。

(目的外使用)

- | ち別表第2に掲げる施設(以下「目的外使用施設」という。)および設備(以|| ち別表第2に掲げる施設(以下「目的外使用施設」という。)および設備(以| - 下「目的外使用施設等」という。)について、第1条の目的以外の使用(以│ 下「目的外使用施設等」という。)について、第1条の目的以外の使用(以 下「目的外使用」という。)をさせることができる。
 - により区長に申請し、その承認を受けなければならない。
 - を承認しない。

- (1) 公益を害するおそれがあると認めたとき。
- (2) 秩序を乱すおそれがあると認めたとき。
- (3) 営利を目的とする行為があると認めたとき。
- (4) 管理上支障があると認めたとき。
- を付けることができる。
- 等を転貸し、またはその使用の権利を譲渡してはならない。
- 6 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、目的外使用施設等の使用 6 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、目的外使用施設等の使用 の承認を取消し、もしくは停止し、または条件の変更をすることができる。
- (1) 使用の目的または条件に違反したとき。
- (2) この条例またはこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認めたとき。 (使用料)
- 第12条 目的外使用施設等使用者は、別表第2に定める額の範囲内において規 第12条 目的外使用施設等使用者は、別表第2に定める額の範囲内において規 則で定める額の使用料を前納しなければならない。
- とができる。
- |3 既納の使用料は、返還しない。ただし、区長が特別の理由があると認めた|3 既納の使用料は、返還しない。ただし、区長が特別の理由があると認めた ときは、その全部または一部を返還することができる。

(支援施設の管理)

|第13条 支援施設の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第||第13条 支援施設の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第| 定管理者」という。) に行わせることができる。

(指定管理者の指定の手続)

- 第14条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に事業計画書その|第14条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に事業計画書その 他規則で定める書類を添付して、区長に提出しなければならない。
- 最も適していると認めた団体を候補者として選定するものとする。
- (1) 使用者の平等な使用およびサービスの向上を図るものであること。
- (2) 支援施設の適切な維持および管理ならびに管理に係る経費の縮減を図 るものであること。

- (1) 公益を害するおそれがあると認めたとき。
- (2) 秩序を乱すおそれがあると認めたとき。
- (3) 営利を目的とする行為があると認めたとき。
- (4) 管理上支障があると認めたとき。
- 4 区長は、目的外使用施設等の使用を承認するに際して、管理上必要な条件 4 区長は、目的外使用施設等の使用を承認するに際して、管理上必要な条件 を付けることができる。
- |5 第2項の規定により目的外使用施設等の使用の承認を受けた者(以下「目|5 第2項の規定により目的外使用施設等の使用の承認を受けた者(以下「目 的外使用施設等使用者」という。)は、使用の承認を受けた目的外使用施設 │ 的外使用施設等使用者」という。)は、使用の承認を受けた目的外使用施設 等を転貸し、またはその使用の権利を譲渡してはならない。
 - の承認を取消し、もしくは停止し、または条件の変更をすることができる。
 - (1) 使用の目的または条件に違反したとき。
 - (2) この条例またはこの条例に基づく規則に違反したとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認めたとき。 (使用料)
 - 則で定める額の使用料を前納しなければならない。
- |2 区長は、必要があると認めたときは、使用料を減額し、または免除するこ|2 区長は、必要があると認めたときは、使用料を減額し、または免除するこ とができる。
 - ときは、その全部または一部を返還することができる。 (支援施設の管理)

3項の規定により、法人その他の団体であって区が指定するもの(以下「指 3項の規定により、法人その他の団体であって区が指定するもの(以下「指 3項の規定により、法人その他の団体であって区が指定するもの(以下「指 定管理者」という。) に行わせることができる。

(指定管理者の指定の手続)

- 他規則で定める書類を添付して、区長に提出しなければならない。
- |2 区長は、前項の規定による申請があった場合は、事業計画書の内容につい|2 区長は、前項の規定による申請があった場合は、事業計画書の内容につい て、次に掲げる基準を総合的に審査し、支援施設の管理を行わせるに当たり、 て、次に掲げる基準を総合的に審査し、支援施設の管理を行わせるに当たり、 最も適していると認めた団体を候補者として選定するものとする。
 - (1) 使用者の平等な使用およびサービスの向上を図るものであること。
 - (2) 支援施設の適切な維持および管理ならびに管理に係る経費の縮減を図 るものであること。

- (3) 支援施設の管理を安定して行う物的能力および人的能力を有している (3) 支援施設の管理を安定して行う物的能力および人的能力を有している ものであること。
- 力を有していること。
- 理者として指定するものとする。

(指定管理者の行う業務)

- 第15条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。
 - (1) 支援施設の運営に関すること。
- (2) 第1条の目的を達成するために必要な事業の企画、運営等に関するこ と。
- (3) 支援施設の維持および修繕に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認めた業務 (指定管理者による個人情報の取扱い)
- な措置を講じなければならない。
- らない。

(委任)

第17条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

- |1 この条例は、平成28年5月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる|1 この条例は、平成28年5月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる 規定は、当該各号に定める日から施行する。
- (1) 第13条から第16条までの規定 公布の日
- (2) 次項の規定 平成28年4月1日
- |2 支援施設の使用について必要な手続は、この条例の施行の日前においても |2 支援施設の使用について必要な手続は、この条例の施行の日前においても 行うことができる。
- 別表第1 (第2条、第3条関係)

名称	所在地	施設	使用時間
品川区立大崎	東京都品川区	レクリエーシ	午前9時から午後9時30
高齢者多世代	大崎二丁目7	ョン室、コミュ	分まで。ただし、日曜日
交流支援施設	番13号	ニティ室、スタ	および休日にあっては、

- ものであること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために十分な能 (4) 前3号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために十分な能 力を有していること。
- |3 || 区長は、前項の規定により選定した団体を、議会の議決を経た後、指定管 || 3 | 区長は、前項の規定により選定した団体を、議会の議決を経た後、指定管 理者として指定するものとする。

(指定管理者の行う業務)

- 第15条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。
 - (1) 支援施設の運営に関すること。
- (2) 第1条の目的を達成するために必要な事業の企画、運営等に関するこ
- (3) 支援施設の維持および修繕に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認めた業務 (指定管理者による個人情報の取扱い)
- |第16条 指定管理者は、その業務に関し取得し、または保有する個人情報の適|第16条 指定管理者は、その業務に関し取得し、または保有する個人情報の適 切な管理を図るため、個人情報の漏えい、滅失または毀損の防止その他必要│切な管理を図るため、個人情報の漏えい、滅失または毀損の防止その他必要 な措置を講じなければならない。
- |2 前条の業務に従事している者または従事していた者は、業務上知り得た個|2 前条の業務に従事している者または従事していた者は、業務上知り得た個 人情報を正当な理由なく第三者に知らせ、または不当な目的に利用してはな│人情報を正当な理由なく第三者に知らせ、または不当な目的に利用してはな らない。

(委任)

第17条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

- 規定は、当該各号に定める日から施行する。
- (1) 第13条から第16条までの規定 公布の日
- (2) 次項の規定 平成28年4月1日
- 行うことができる。

別表第1 (第2条、第3条関係)

名称	所在地	施設	使用時間
品川区立大崎	東京都品川区	レクリエーシ	午前9時から午後9時30
高齢者多世代	大崎二丁目7	ョン室、コミュ	分まで。ただし、日曜日
交流支援施設	番13号	ニティ室、スタ	および休日にあっては、

			1
		ジオ	午前9時から午後4時30
			分までとする。
		浴室	水曜日および金曜日の正
			午から午後4時まで
		健康増進室	月曜日から土曜日までの
			日の午前9時から午後5
			時まで
品川区立平塚 東	京都品川区	レクリエーシ	午前9時から午後9時30
橋高齢者多世 西	i中延一丁目	ョン室、コミュ	分まで。ただし、日曜日
代交流支援施 2	番8号	ニティ室、スタ	および休日にあっては、
設		ジオ	午前9時から午後4時30
			分までとする。
		浴室	火曜日および金曜日の正
			午から午後4時まで
		健康増進室	月曜日から土曜日までの
			日の午前9時から午後5
			時まで
品川区立平塚 東	京都品川区	レクリエーシ	午前9時から午後9時30
高齢者多世代 平	塚二丁目10	ョン室、コミュ	分まで。ただし、日曜日
交流支援施設 番	÷ <u>20号</u>	ニティ室	および休日にあっては、
			午前9時から午後4時30
			<u>分までとする。</u>
		ふれあい交流	月曜日から土曜日までの
		<u>室</u>	日(休日を除く。)の午
			1

別表第2(第11条、第12条関係)

(1) 目的外使用施設

1/ 000/100/1	10000			
	時間	午前(9時~12	午後(1時~4	夜間(5時30
目的外使用施設	L C	時)	時30分)	分~9時30分)
レクリエーシ	区民	1,900円	2,700円	3,700円
ョン室	区民以外	2,200円	3,300円	4,500円
コミュニティ	区民	1,200円	1,700円	2,400円
室				
	区民以外	1,400円	2,100円	2,800円

	ジオ 浴室	午前9時から午後4時30 分までとする。 水曜日および金曜日の正 午から午後4時まで
		月曜日から土曜日までの 日の午前9時から午後5 時まで
東京都品川区 西中延一丁目 2番8号	ョン室、コミュ ニティ室、スタ ジオ	午前9時から午後9時30 分まで。ただし、日曜日 および休日にあっては、 午前9時から午後4時30 分までとする。
	浴室	火曜日および金曜日の正 午から午後4時まで
		月曜日から土曜日までの 日の午前9時から午後5 時まで

別表第2(第11条、第12条関係)

(1) 目的外使用施設

	時間	午前(9時~12	午後(1時~4	夜間(5時30
目的外使用施設	L C	時)	時30分)	分~9時30分)
レクリエーシ	区民	1,900円	2,700円	3,700円
ョン室	区民以外	2,200円	3,300円	4,500円
コミュニティ	区民	1,200円	1,700円	2,400円
室				
	区民以外	1,400円	2,100円	2,800円

スタジオ	区民	600円	900円	1,200円
	区民以外	700円	1,100円	1,500円

備考

- 1 「区民」とは、区内に住所を有する者または区内に事務所等を有する 団体もしくは区内に住所を有する者を主たる構成員とする団体をいう。
- 2 日曜日および休日にあっては、午前および午後の使用に限る。
- (2) 目的外使用施設の設備 1件 1回 2,400円

スタジオ	区民	600円	900円	1,200円
	区民以外	700円	1,100円	1,500円

備考

- 1 「区民」とは、区内に住所を有する者または区内に事務所等を有する 団体もしくは区内に住所を有する者を主たる構成員とする団体をいう。
- 2 日曜日および休日にあっては、午前および午後の使用に限る。
- (2) 目的外使用施設の設備 1件 1回 2,400円

附則

- 1 この条例は、平成31年3月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年2月15日から施行する。
- 2 品川区立平塚高齢者多世代交流支援施設の使用について必要な手続きは、この条例の施行の日前においても行うことができる。

建築概要

所 在 地 :東京都品川区平塚二丁目10-20

用途地域:準工業地域(特別工業地区

高度地区:第二種高度地区

日影規制: 4-2.5時間(測定面4m) 防火地域: 準防火地域(新防火指定) 建物用途: 1階 高齢者福祉施設

2階 保育施設

建築規模:鉄骨造 地上2階建て

敷地面積:477.05㎡

建築面積: 252.74㎡ 建ペい率: 52.98%【≦60%(法制限)】

延床面積:519.79㎡ 容積率:108.96%【≦200%(法制限)】

区分面積:高齢者福祉施設252.04㎡

保育施設267.75㎡

建物高さ:9.953m

施設概要

高齢者を主とした子育て世代等、多世代の区民の身近な地域の憩いの場・交流の場

- ①高齢者福祉施設(1階)
- 介護予防事業の提供
- 高齢者団体、町会・自治会、一般区民等への貸し出し

②保育施設(2階)

- ・生後4ヶ月から就学前の保育園に通っていない児童を対象とした時間単位の一時預かり保育を行う施設
- ・保護者の方と就学前のお子さんが気軽に立ち寄り、自由に遊ぶことのできる環境の提供

工事表

	29年度						30年度												
	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
新築工事																			
外構工事																			

省工ネ対策

太陽光パネル6KW程度を屋上に設置し、1階事務室内に蓄電池5KWh程度を設置します。 日中、太陽光パネルの電力で蓄電池を充電します。また、建物の電気にも、使用します。 停電時は、蓄電池で150Wの電気機器(ラジオ、携帯電話充電、電話機、パソコン(ノート))が30時間 程度使用できます。



